明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産一六五八～一六八六）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

告示

○農林水産省告示第千六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町上牧谷字アガタ六の一三から六の一九まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字アガタ六の一三から六の一六まで・六の一九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町百千家満字菖蒲ケ谷九〇の一、九三、九五、九九の三、字山田一〇〇の三、一〇〇の七、一〇一の二、字瀧谷一〇三の二から一〇三の八まで、一〇三の一〇から一〇三の一二まで、一〇三の一六、一〇三の一九、一〇三の二〇、一〇三の三一から一〇三の三三まで、字高峯一〇六の二、一〇六の五、字矢ノ谷二三六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字菖蒲ケ谷九〇の一・九三・字山田一〇〇の三・一〇〇の七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇一の二、字瀧谷一〇三の二〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町千町字宮山三三二（次の図に示す部分に限る。）、字浦山三七〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮山三三二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町河原田字釜河内一三八六の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字釜河内一三八六の五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市岩津字小谷三三、三四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備